

第19回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部  
大臣指示

(基本的対処方針の変更)

- 本日 20 時からの「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、引き続き埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の一都三県を緊急事態措置区域とし、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することが決定されました。また、この決定に伴い、「基本的対処方針」が変更されました。
  
- この一都三県については、引き続き、感染防止策の更なる徹底を図っていくこととされています。また、先に区域から除かれた栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の二府五県についても、対策の緩和は段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることとされています。そのため、私からは、1月7日付けで指示した各種の取組について、引き続き、実施を徹底し、感染拡大の防止に万全を期すよう、改めて指示いたします。
  
- 具体的には、
  - ・ 上記一都三県及び二府五県における外出・移動の自粛の観点から、空港や鉄道駅、高速道路のSA・PA等における移動自粛の呼びかけや、主要空港へのサーモグラフィーの設置、高速道路周遊パスの新規申込の受付停止の取組を継続実施すること

- ・ 公共交通機関等のエッセンシャルワーカーを含めた所管事業者等に対し、感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染予防に万全を期すとともに、テレワークによる出勤7割減や時差出勤の更なる徹底等について協力を要請すること
- ・ 緊急事態宣言下における各業界の事業経営や雇用等の状況について、前広に把握の上、資金繰りに関する支援策についての相談窓口の設置等の必要な支援を行うなど、先手先手で万全の対応を行うこと
- ・ 特に、緊急事態宣言の延長に伴う緊急事態措置の長期化により、所管事業者等が経済的に更に困難な状況に陥ることも予想されることから、全国の地方整備局・地方運輸局においては、積極的にその状況を把握し、相談に対応する等、きめ細やかな対応をとること
- ・ なお、省内の体制確保については、上記1都3県及び2府5県において、在宅勤務・交代制勤務等により、出勤職員を通常時の3割まで減らすことを徹底し、省内に感染者が発生した場合でも、機能が著しく損なわれることのないようにすることなどを指示いたします。

○ また、新型コロナウイルスのワクチンについては、2月17日から医療従事者向けの接種が開始されたところであり、今後も、万全な接種体制を確保するべく、引き続き関係省庁等と連携し、その輸送手段の確保に万全を期してください。

○ また、Go To トラベル事業については、緊急事態宣言の延長

が決定されたことに伴い、3月8日以降も引き続き、一時停止措置を継続することといたします。

- 観光関連事業者については、昨年末以降の感染拡大や GoToトラベル事業の全国一斉停止措置等を受けて大変な苦境に直面しておりますので、再開後の本事業のあり方について、各自治体独自の取組や今後の意向等の把握を行いつつ、検討を進めるとともに、引き続き、各地方運輸局の相談窓口を中心に、きめ細やかに対応してください。
  
- 最後に、基本的対処方針の変更を受け、改めて国土交通省の幹部が自ら緊張感をもってしっかり取り組んでいくべく、決意を新たにして頂きたいと思います。
  
- 私からは以上です。